

随意契約によることとした理由

1 業務名

バス協調・共創プラットフォームひろしまに係る法人化支援及び法人運営支援業務

2 業務概要

極めて厳しい状況にある乗合バス事業について、本市では、バス事業者の経営安定化と利用者目線での質の高いバスサービスの提供を目的とした「共同運営システム」の構築による乗合バス事業の再構築に取り組んでおり、令和6年2月に「共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針（以下単に「基本方針」という。）」を策定し、同年4月にはその中核を担う組織として、「バスサービスに必要な基盤の整備・管理」や「路線再編計画、利便性向上策、業務改善計画の企画立案などのサービス・マネジメント」に官民共同で取り組む「バス協調・共創プラットフォームひろしま」を設置し、任意組織として運営を開始した。

今後バス協調・共創プラットフォームひろしまは財産保有も行う予定としており、これらを円滑に行うため令和7年1月に法人化した上で、4月に本格稼働することとしている。

本委託業務は、これらの本市の乗合バス事業再構築の取組において、基本方針に基づきバス協調・共創プラットフォームひろしまの法人化及び法人化後の運営について支援を行うものである。

3 契約の相手方

- (1) 所在地
広島市中区紙屋町一丁目3番8号
- (2) 商号又は名称
ひろぎんエリアデザイン株式会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、バス協調・共創プラットフォームひろしまに係る法人化支援及び法人運営支援を行うものであり、その実施にあたっては、民間事業である乗合バス事業の再構築に官民一体となって取り組む事業の実施を前提とした法人の設立や運営など多方面にわたる専門性が必要となることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

本プロポーザルでは3者から提案書が提出され、「バス協調・共創プラットフォームひろしまに係る法人化支援及び法人運営支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。

プロポーザル方式にて選定した相手方と締結する委託契約については、上記4の規定に該当するため、随意契約を行うものである。